

事務連絡  
令和2年5月13日

各都道府県衛生主管部（局） 殿

厚生労働省医政局医療経理室

令和2年度小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業の交付申請書の提出について

日頃より、補助金業務の円滑な運営にご協力いただきありがとうございます。

標記について、今般の新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、病院内保育所等が臨時・追加的に実施する学童保育について、財政支援対策を実施することとなりました。

つきましては、事業の対象となる病院等への周知及び下記提出期限までの交付申請書の取りまとめ及び提出について、ご対応方よろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1 交付申請書の提出を依頼する事業

| 補助金名                           | 提出期日         |
|--------------------------------|--------------|
| 小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業 | 令和2年5月29日（金） |

##### 2 提出資料

小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業交付申請書

○総括表

○第1号様式（交付申請書）

- ・別紙1（所要額調書）
- ・別紙2（事業計画書、所要額明細書、基準額調書）
- ・収入支出予算書抄本

※管内の施設から申請書の提出があった際はとりまとめの上必ず進達文書と合わせ提出すること。

##### 3 留意事項

（1）募集の際に都道府県において、各申請施設において学童保育を実施しているか否か確認されたいこと。

（2）本事業は、小学校の臨時休校に伴い、病院内保育所等が臨時・追加的に実施する学

童保育を実施した際に追加的に人員を配置することに要する経費の財政支援事業であること。

※ 事業の詳細は、添付の「小学校の臨時休校に伴う病院内保育所等の対応に係る財政支援事業実施要綱」を参照ください。

※ 補助対象期間は「春休み終了日の翌日以降から令和2年9月30日までの期間（夏休みなどの休業日を除く。）の平日」であるため留意すること。

- (3) 本事業は、国からの直接補助事業であるため、都道府県における財政措置は不要であること。
- (4) 書類の作成においては、今回送付する様式を使用すること。また、参考資料の提出は必要最低限とすること。
- (5) 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」に基づき実施するものであることに留意すること。
- (6) 期日までの提出が間に合わない場合は、事前に以下の連絡窓口まで報告すること。
- (7) 交付申請に当たっては、関係法令、実施要綱及び交付要綱等を遵守し、疑義については、事前に以下の連絡窓口まで照会すること。

**【連絡窓口及び交付申請書の送付先】**

厚生労働省 医政局 医療経理室

山本 yamamoto-kouryuu.8s4@mhlw.go.jp

以上